

市第64号議案

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部改正

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年12月 6 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年 2 月横浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「公営企業管理者」の次に「、消防長」を加え、「、規則で定める市の機関」を削る。

第 7 条第 2 項中「非開示情報」を「不開示情報」に改め、同項第 1 号を削り、同項第 2 号ア中「法令等」を「法令若しくは条例（以下「法令等」という。）」に改め、同号を同項第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第60条第 3 項の行政機関等匿名加工情報（同条第 4 項の行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第 1 項の保有個人情報（以下「保有個人情報」という。）から削除した個人情報保護法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等若しくは同条第 2 項の個人識別符号

保護条例第 8 条第 1 項の規定による諮問に係るものにあつては横浜市行政不服審査条例（平成27年12月横浜市条例第71号）第14条において読み替えて準用する同条例第 2 条及び第 3 条並びに同条例第13条に定めるところにより、それ以外の諮問に係るものにあつてはこれらの規定の例によるものとする。

第27条中「第19条及び個人情報保護条例第53条の規定による」を「第24条第 1 項の」に改める。

第31条第 2 号中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第18条第 1 項及び第 2 項）

1 写しの作成に要する手数料

写しの作成の方法	手 数 料		
文書、図画若しくは写真の用紙への複写又は電磁的記録の用紙への出力	日本産業規格 A 列 3 番までの大きさの用紙	白黒	1 枚につき10円
		カラー	1 枚につき50円
	日本産業規格 A 列 3 番を超える大きさの用紙	実費相当額	
マイクロフィルムの用紙への出力	1 枚につき10円		
電磁的記録の記録媒体への複製	ページ数がある電磁的記録		記録媒体の費用に 1 ページごとに10円を加えた額
	ページ数がない電磁的記録		記録媒体の費用に 1 ファイルごとに210円を加えた額
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複製	記録媒体の費用に 1 ページごとに10円を加えた額		

電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付	ページ数がある電磁的記録	1 ページにつき10円
	ページ数がない電磁的記録	1 ファイルにつき210円
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付	1 ページにつき10円	

(備考)

- 1 マイクロフィルムの写しを作成する場合は、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いるものとする。
- 2 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。
- 3 この表において「電子情報処理組織」とは、実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 記録媒体の費用

記録媒体の種別	金額
日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき70円
日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき100円
その他の記録媒体	実費相当額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)